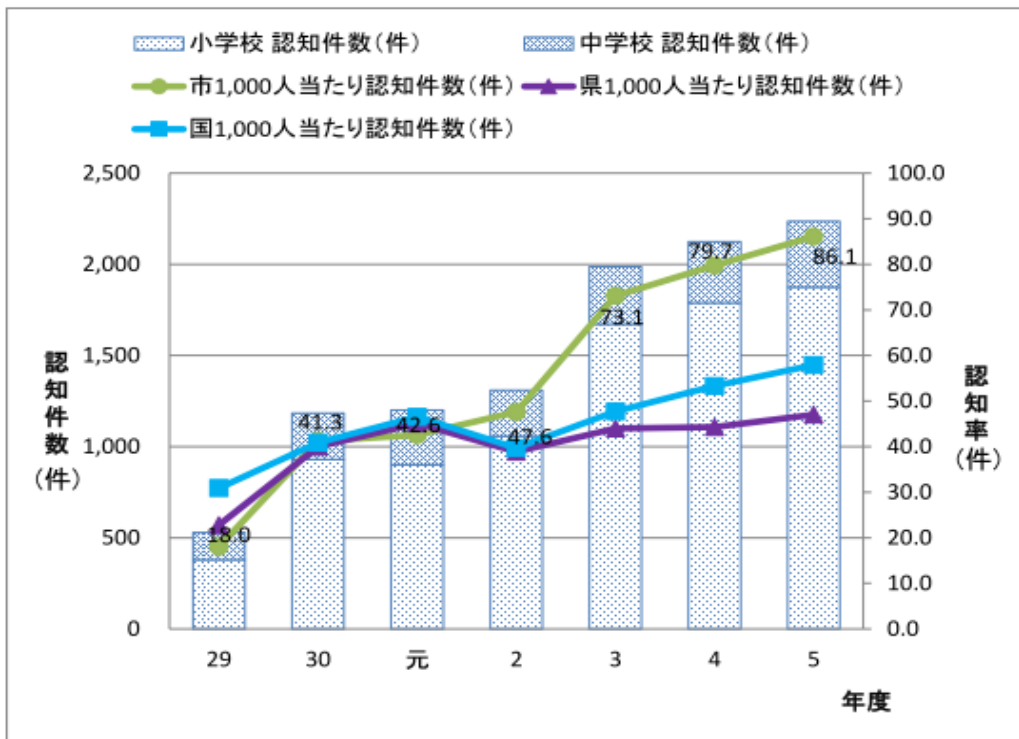


長野市のいじめの状況について

文科省 令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

＜令和5年度いじめ認知件数及び認知率 ※全国・県比較＞

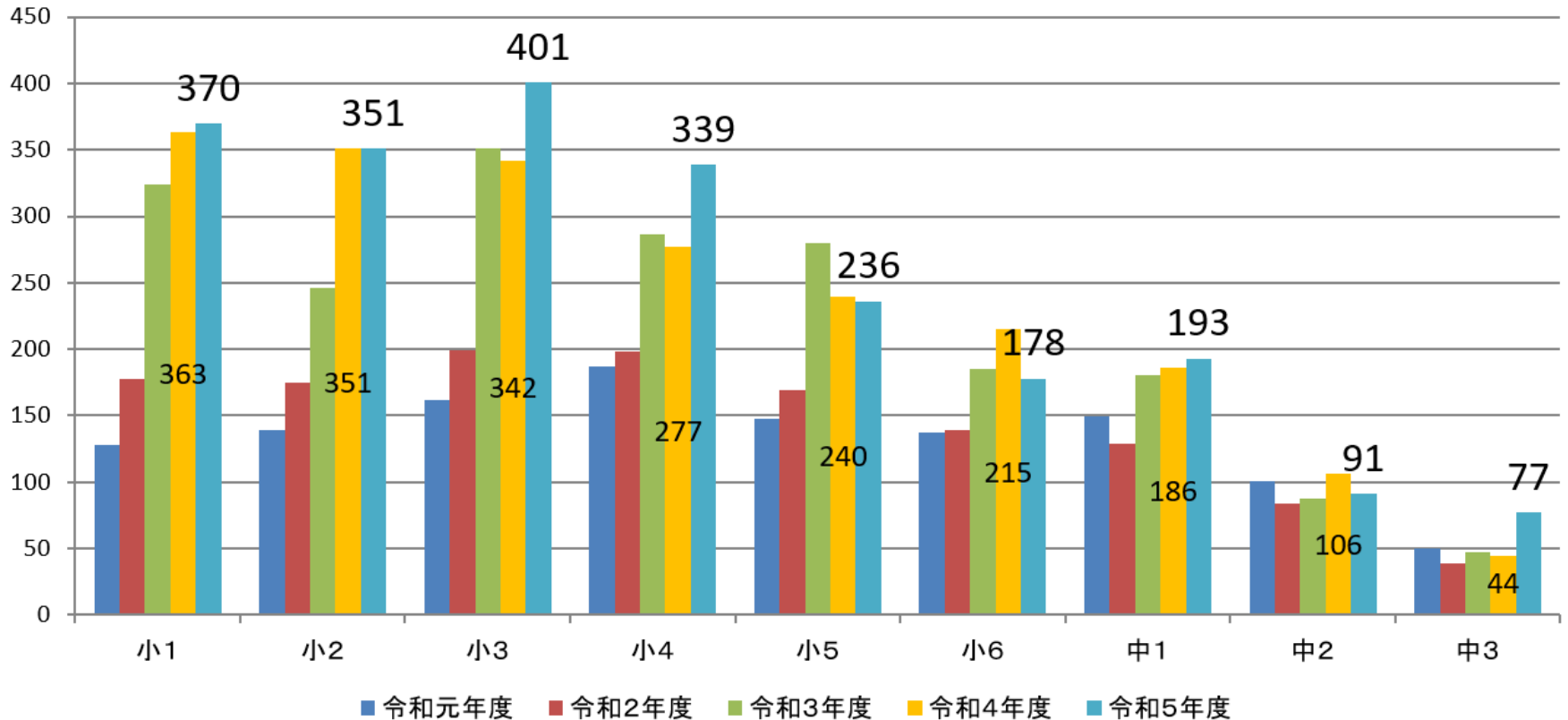


- 【いじめの定義】**
- ・ 児童生徒同士の行いである
 - ・ 一定の人的関係がある
 - ・ 心理的又は物理的影響を与える行為がある
 - ・ 心身の苦痛を感じている

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	379	930	901	1058	1672	1788	1875
中学校	150	254	300	252	315	336	361
合計	529	1184	1201	1310	1987	2124	2236

長野市のいじめの状況について

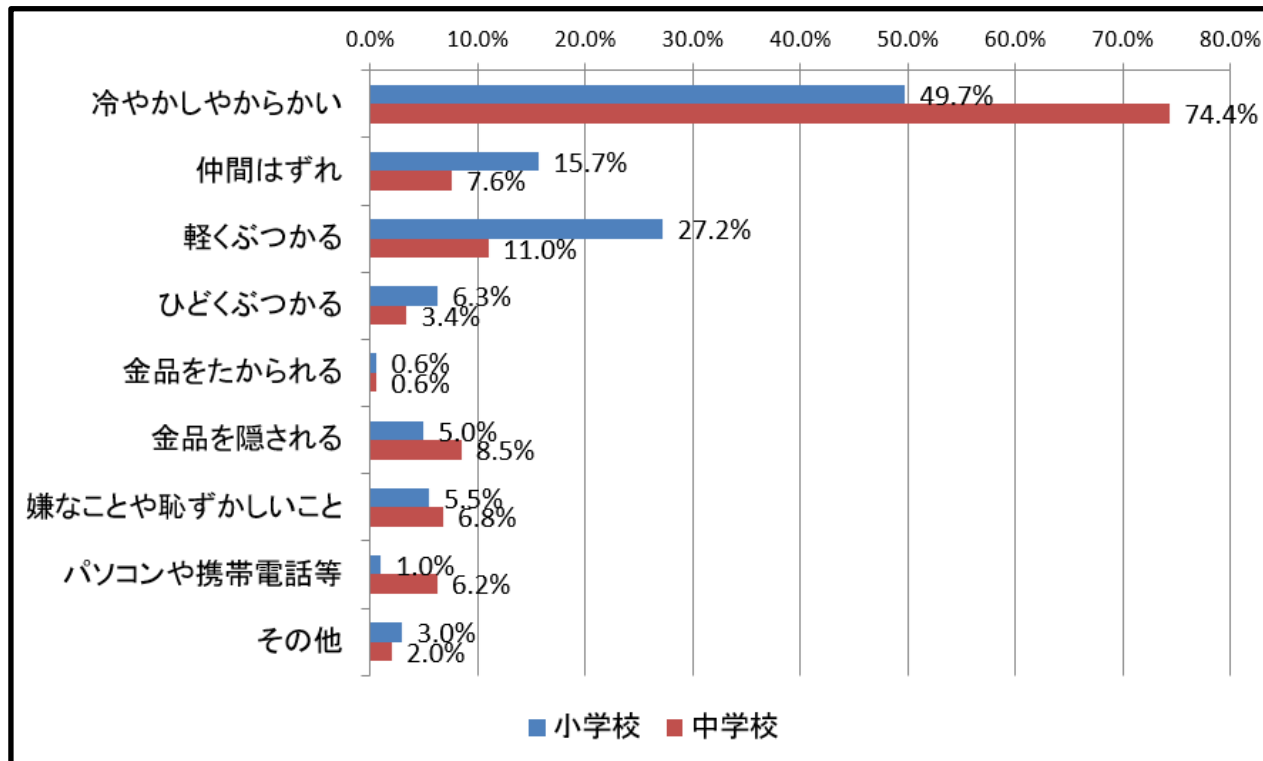
<長野市いじめ認知件数の学年別の推移>



- 学年が上がるにつれて認知件数が減少していく傾向。
- 中学生が少ないのは、教職員に相談しなくなったり、いじめが見えにくくなっていたりする可能性も踏まえ、注意して日頃の様子を見ていく必要がある。

長野市のいじめの状況について

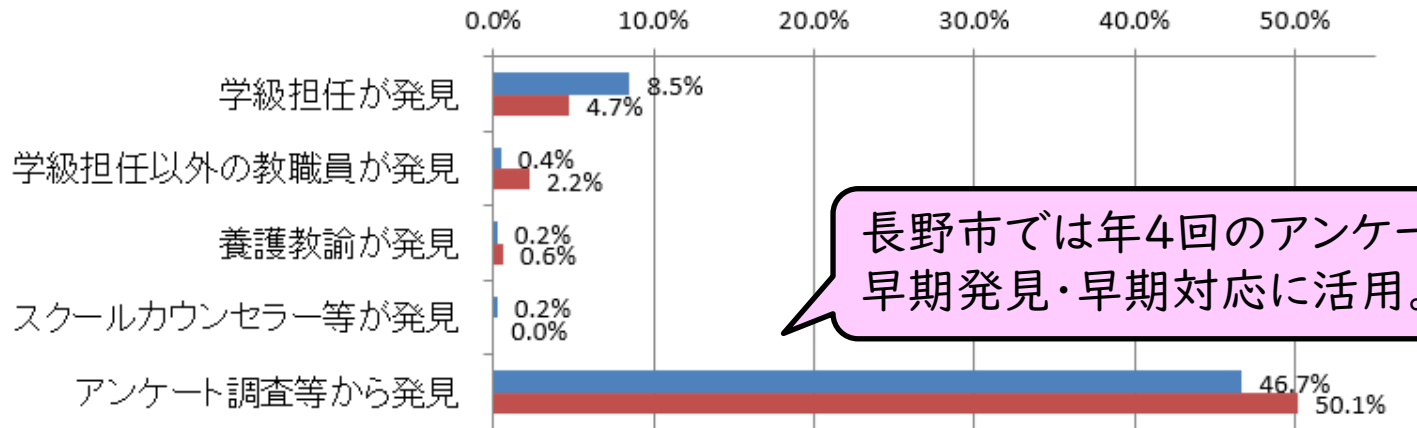
<令和5年度 長野市のいじめの態様について>



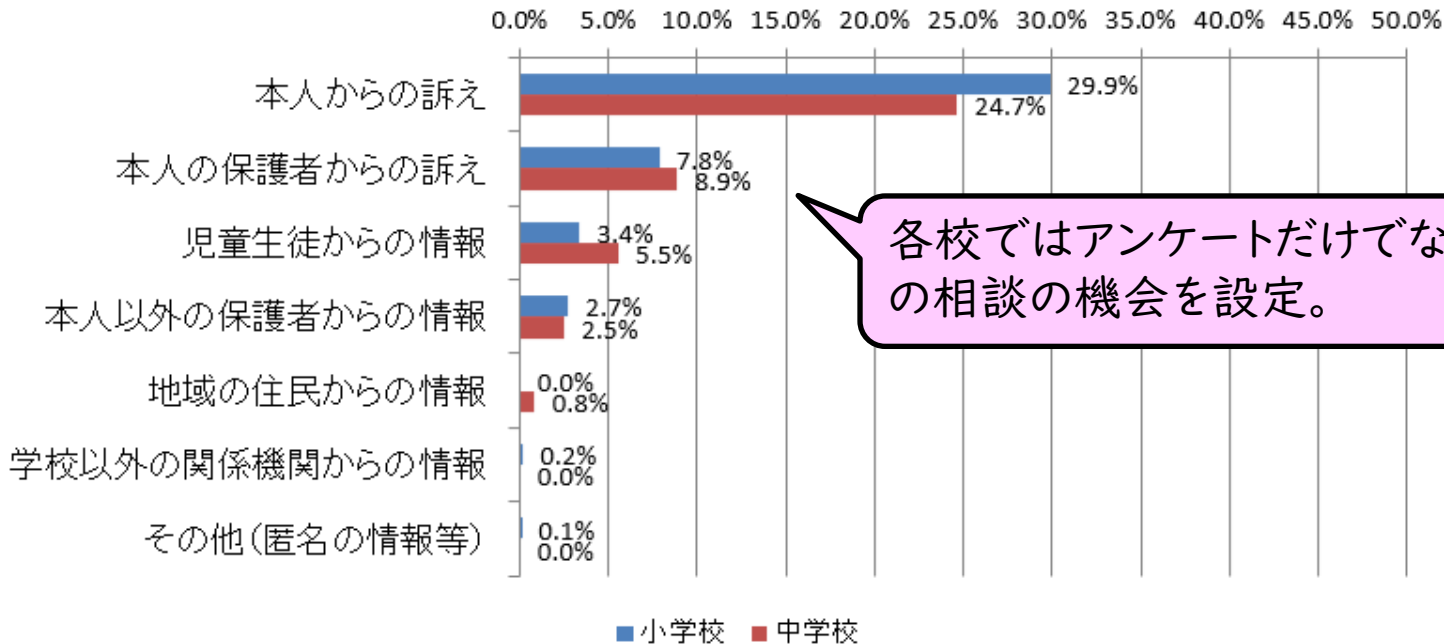
- 小学校、中学校ともに「冷やかしやからかい」が最も多い。次いで「仲間はずれ」や「軽くぶつかる」が多い。
- インターネットやSNSに関するいじめは、大人の目が届きにくい側面もあり、事態が深刻化しやすい傾向がある。

長野市のいじめの状況について

<令和5年度 長野市のいじめの発見のきっかけについて>



長野市では年4回のアンケート実施を依頼。
早期発見・早期対応に活用。



各校ではアンケートだけでなく、児童生徒との相談の機会を設定。

長野市のいじめ防止対策に係る取組

長野市教育委員会の主な取組

- 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置
- 「いじめ問題調査・解決チーム」の設置
- 長野市「いじめ防止等のための基本的な方針」の策定
- 法律・医療・福祉等の専門家からなる「いじめ問題等調査員」の派遣体制
- いじめ対応に係る研修の実施（対象：管理職、生徒指導担当、教職員）
- いじめ対応に係るオンデマンド研修用動画の作成・配信
- 「相談フォーム」の開設（「あのえっと」との連携）
- 「いじめ対応フローチャート」や「早期対応のポイント」等の資料作成・配布

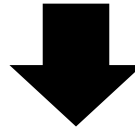
学校の主な取組

- 学校いじめ防止等のための基本的な方針の策定
- 校内いじめ対策組織の設置
- 年4回のいじめアンケートの実施
- いじめ対応に係る職員研修の実施
- 「いじめ対応フローチャート」や「早期対応のポイント」の共有
- 児童生徒の相談体制の構築
- 市教委及び警察等との連携

いじめ防止対策推進法 及び いじめの重大事態

いじめ対応の根拠となる関係法令等

- いじめ防止対策推進法
- いじめの防止等のための基本的な方針（国・県・市）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）



いじめの重大事態

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）より